

「第3章 生薬の基原植物の形態と分類 4. 法律で取り扱いが規制されている植物」(p.50~54) に関して、2024年12月の法改正に対応した内容を下記に掲載いたします(対応部分は下線部、表は差し替え)。

4. 法律で取り扱いが規制されている植物

薬用植物のなかには、麻薬成分を含有するために法律で取り扱いが規制されているものがある（表3-4）。麻薬に指定されている**モルヒネ**等を含み、アヘンの基原植物であるケシ（*Papaver somniferum* Linné）、ならびにアツミゲシ（*Papaver setigerum* De Candolle）は、**あへん法**における「**けし**」として栽培や所持などが規制されている。また、モルヒネは含まないものの麻薬に指定されている**テバイン**を含むハカマオニゲシ（*Papaver bracteatum* Lindley）は、**麻薬及び向精神薬取締法**で麻薬原料植物に指定されており、栽培が規制されている。一方、コカノキ（*Erythroxylon coca* Lamark）ならびにジャワコカノキ（*Erythroxylon novogranatense* Hieronymus）は麻薬に指定されている**コカイン**を含み、**麻薬及び向精神薬取締法**でその葉が麻薬に指定されるとともに**麻薬原料植物**に指定されており、栽培や所持などが規制されている。

マシニンの基原植物であるアサ（*Cannabis sativa* Linné）は、**大麻草の栽培の規制に関する法律**（旧大麻取締法）において「**大麻草**」と規定され、栽培などが規制されている。また、種子及び成熟した茎を除く大麻草及びその製品（大麻草としての形状を有しないものを除く）は「大麻」として**麻薬及び向精神薬取締法**で麻薬に指定されており、大麻に含まれ麻薬に指定されている**テトラヒドロカンナビノール**（THC）とともに所持や施用などが規制されている*。

あへん法では、「けし」の麻薬を抽出できる部分（種子を除く）を「**けしがら**」として規制の対象としており、種子を除く植物体全体が規制の対象となっている。また、アサについては、種子及び成熟した茎を除く植物体が規制の対象である。このようにケシやアサは、植物体の所持が規制されていることから、ケシやアサを見つけたら、手を触れずに保健所または警察に届け出なければならない。

* アサは大麻取締法で規制されていたが、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行（2024年12月）により大麻草の栽培の規制に関する法律（旧大麻取締法）及び麻薬及び向精神薬取締法で規制されることになった。なお、大麻草としての形状を有しない大麻草の製品は大麻ではないが、政令で定められた量を越える THC 及び化学変化により容易に THC に変化するテトラヒドロカンナビノール酸（THCA）を含有するものは麻薬に該当する。

3) アサの特徴 (p.54 上から6行目)

アサの茎から作られる繊維製品とともに法律による規制の対象外となっている。

表 3-4 法律で取り扱いが規制される植物

規制している法律	法律上の名称	植物の学名（和名）	法律上の区分	許可なく行ってはならない事項
あへん法	けし（パパヴェル・ソムニフェルム・エル）	<i>Papaver somuniferum</i> L.（ケシ）	けし（植物全体）	栽培、けしがらの輸出入、譲渡・譲受、所持 ＊あへん又はけしがらの吸食
	けし（パパヴェル・セティゲルム・ディーシー）	<i>Papaver setigerum</i> DC.（アツミゲシ）	けしがら（麻薬を抽出できる部分）	
麻薬及び 向精神薬取締法	パパヴェル・ブラクテアツム・リンドル	<i>Papaver bracteatum</i> Lindl. （ハカマオニゲシ）	麻薬原料植物	栽培
	エリスロキシロン・コカ・ラム	<i>Erythroxylon coca</i> Lam. （コカ、コカノキ）	麻薬原料植物	栽培
	エリスロキシロン・ノヴォグラナテンセ・ヒエロン	<i>Erythroxylon novogranatense</i> Hieron. （ジャワコカノキ）		
	コカ葉（コカノキ及びジャワコカノキの葉）	同上	麻薬	譲渡・譲受、所持、施用など
	大麻（種子及び成熟した茎を除く大麻草）	<i>Cannabis sativa</i> L.（アサ）	麻薬	譲渡・譲受、所持、施用など
大麻草の栽培の 規制に関する法律	大麻草（カンナビス・サティバ・リンネ）	同上	大麻草	栽培、発芽不能未処理種子の譲渡・輸入など

＊何人も行ってはならない事項

以上